

想定される取組

(市民活動分野 政策1「多様なコミュニティ活動の推進」)

| | | 想定される取組 |
|----|-----------------------|--|
| 人 | ア コミュニティ活動の担い手の育成・確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動団体等への研修・講座の開催 ・地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業*のさらなる推進 ・若い世代へのコミュニティ活動参加啓発（市民活動体験講座の実施、移住者への窓口での市民活動パンフレットの配布） <p>※地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業 「団体の後継者がいない」「地域行事を活性化したい」「まちづくりや防災について考えたい」など地域のさまざまな悩みの解決や地域の活性化のため、地域コミュニティ団体の課題解決に向けた取り組みに対して助言を行う専門家を派遣、また、団体が開催する研修会や講座などに講師を派遣することで、地域コミュニティの活性化を支援する姫路市の事業。</p> |
| 地域 | イ 多様な主体の協働による地域づくりの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体、NPO 法人やボランティア団体、企業・団体、教育機関、市民、行政などの協働の仕組みづくり（地区内の各種団体との地域活動組織づくり、地域活動組織による地域課題解決に向けた事業計画の策定（主 P31）） ・市外の団体・市民と市内の団体・市民の交流の促進 |
| 活力 | ウ コミュニティ活動の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等地域団体への運営助成（自治会活動や地域づくり推進協議会の枠組み維持のための支援） ・姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター*におけるNPO 法人やボランティア団体等への活動支援 ・コミュニティ活動における ICT の活用（スマートフォンアプリによる地域のイベント情報等の共有等）の促進 <p>※姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター 情報収集と情報提供、団体の人材育成・学習機会の提供、団体活動や協働に関する相談、連携・交流事業、団体活動・情報発信の支援、ボランティアのマッチングなど、市民活動やボランティア活動をサポートする姫路市の施設。</p> |
| 土台 | エ コミュニティ活動環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動拠点の機能の検討・整理（公民館を地域活動の場としてより活用するための利用方針の検討（主 P31）） |

(主 P00)…主要事業の概要該当ページ

想定される取組

(市民活動分野 政策2「人権尊重社会の形成」)

| | | 想定される取組 |
|-------------|-----------------------------|---|
| 人 地 域 | ア すべての人の 人権尊重意識の 高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 校区人権教育町別学習会のさらなる推進（ワークショップ、フィールドワーク等の積極的な活用） ・ 同性パートナーシップ証明制度の研究、性的マイノリティへの理解促進 |
| 活 力 | イ 女性が活躍で きる環境づくり の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性管理職の割合が一定以上の企業等への認定制度（国による「えるぼし」認定制度※との連携、認定に基づく受注機会の増大等のインセンティブ付与） ・ 女性の再就職やキャリア形成のための情報提供や相談事業の実施 ・ 民間企業のワーク・ライフ・バランス促進に向けた講座等の実施 <p>※「えるぼし」認定制度 国が「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。</p> |
| 土 台 | ウ あらゆる場面 での男女共同参 画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画の啓発講演会・講座の開催（男性の育休取得促進など男性向け講座等の充実） ・ セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント防止のための啓発 |
| | エ 人権侵害への 対応策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発センター等における人権相談（人権擁護委員※による相談受付、法務局との連携強化） ・ DV相談支援センターにおける相談受付 ・ インターネットモニタリング事業※の推進 <p>※人権擁護委員 人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動を行う、法務大臣が委嘱する民間の人々。</p> <p>※インターネットモニタリング事業 本市においては、平成27年（2015年）10月よりインターネットモニタリング事業を開始し、インターネット掲示板等における差別書き込みの監視を実施し、悪質な差別書き込みについては削除要請することにより、差別書き込みの早期発見と拡散防止を図っている。</p> |

(主 POO)…主要事業の概要該当ページ

想定される取組

(市民活動分野 政策3「市民文化活動の推進」)

| | | 想定される取組 |
|-------------|---------------------|--|
| 人 地 域 | ア 次世代の文化芸術を担う人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校へのポジティブオルガン※出前ワークショップ、こどもオペラ、ジュニアオーケストラの創設（主 P51） ・パルナソスホールで行われる音楽家の育成や楽器の普及に関する取組（音楽コンクールやレッスン、オルガン講座等）（主 P51） <p>※<u>ポジティブオルガン</u> 移動可能な小型のオルガンのこと。</p> |
| | イ 伝統文化継承のための取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の暮らしに根差した固有の伝統文化の発表や公開の機会提供（こころの祭り※、市民文化祭※等） ・ひめじ雅楽公演等への後援や姫路市文化国際交流財団による落語会、キャスパ能等の開催 <p>※<u>こころの祭り</u> 毎年 11 月 11 日に開催する、姫路の文化をさらに掘り下げるため、市内各所で自宅、工房、神社、仏閣などを自主的に開放していただき、通常一般に公開されていない文化や人となりにより、姫路の隠れた「こころ」「もの」を発見してもらう全国でもユニークな催し。</p> <p>※<u>市民文化祭</u> 毎年 11 月に、市内各施設を会場とし、伝統芸能、舞台芸術、茶華道、俳句、盆栽など各分野で活躍する郷土の団体が参加し、日頃の練習の成果を披露する催し。</p> |
| | ウ 文化芸術を通じた社会包摂の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる市民が文化芸術に触れ、文化活動を行うことによる交流や相互理解の促進（障害者等の社会的困難を抱える人（マイノリティ）が文化活動を通じて社会参画するための支援等） |
| 活 力 | エ 文化芸術を活用したまちの魅力づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な音楽祭のさらなる充実（ル・ポン国際音楽祭※の開催など「音楽のまち・ひめじ」の推進（主 P51）） ・若者向けの文化芸術イベントの創出（人気バンドやアイドルグループ等のコンサート、ライブの開催） ・伝統行事への支援 <p>※<u>ル・ポン国際音楽祭</u> 「ル・ポン (le pont)」とは、フランス語で“架け橋”を意味し、音楽監督・榎本大進氏の「音楽を架け橋に、人と人のきずなを大切にし、平和で幸せな世界を作りたい」という思いを受け、「一流の演奏家による室内楽を市民が気軽に楽しめ、奏者と聴衆の距離の近い音楽祭」を目指して、2007 年から開催している。また、音楽監督の呼びかけにより、音楽祭の趣旨に賛同する世界的演奏家がボランティアで出演している。</p> |

| | | |
|-----|-------------------|--|
| 土 台 | オ 文化施設等の 活用の推進 | ・ 令和3年度に新設する姫路市文化コンベンションセンターの 文化交流拠点施設としての活用の推進 |
|-----|-------------------|--|

(主 P O O) … 主要事業の概要該当ページ

想定される取組

(市民活動分野 政策4「国際交流・多文化共生の推進」)

| | | 想定される取組 |
|----|---------------------------|--|
| 人 | ア 国際感覚豊かな人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解に関する出前講座や講演会の開催（在住外国人や海外生活経験者による小中学校等での出前講座） |
| 地域 | イ 在住外国人の地域コミュニティ活動への参画の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本人と在住外国人の交流機会の創出（国際交流フェスティバルの開催など互いに顔が見える関係づくりの推進） ・地域における在住外国人との交流の支援（外国人ボランティアの育成、自治会への音声翻訳機の導入支援等） |
| 活力 | ウ 国際交流・協力活動のさらなる活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外姉妹・友好都市、姉妹城、観光交流城提携※を活用した取組の推進（海外都市との親善交流や青少年交流の推進(主P41)、市職員の人材交流の検討） ・民間の国際交流・協力活動団体への支援（団体のネットワークづくり等の側面的支援） ・姫路市国際交流センターの機能充実 <p>※海外姉妹・友好都市、姉妹城、観光交流城提携 姫路市には6つの海外姉妹・友好都市と2つの姉妹城、1つの観光交流協定を結ぶ城があり、青少年の相互派遣や視察訪問を行い交流を深めている。</p> <p>【海外姉妹・友好都市】 シャルルロア市（ベルギー）、フェニックス市（アメリカ）、アデレード市（オーストラリア）、クリチーバ市（ブラジル）、太原市（中国）、昌原市（韓国）</p> <p>【海外姉妹城】 シャンティイ城（フランス・ロワーズ県）、コンウィ城（英国・北ウェールズ）</p> <p>【観光友好交流協定】 ノイシュバンシュタイン城（ドイツ・バイエルン州）</p> |
| 土台 | エ 在住外国人への生活支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談センターの充実 ・緊急・災害時の情報提供の仕組みの整備（災害時要援護者※台帳への在住外国人の登録推進等） ・日本語教育、日本文化を学べる体制の充実 ・情報伝達媒体の多言語化 <p>※災害時要援護者 災害時に最も被害を受けやすい高齢者や障害者等のこと。日本語に不慣れな外国人も含む。姫路市では平成24年度から市内の各地域で、自主防災会や民生委員・児童委員、消防団、社協支部等による「災害時要援護者地域支援協議会」を組織し、地域の要援護者の情報をまとめた「災害時要援護者台帳」への登録の呼び掛けなどを行っている。</p> |

(主 POO)…主要事業の概要該当ページ